

令和6年10月11日

第10回湯前町農業委員会総会議事録

令和6年第10回湯前町農業委員会総会議事録

令和6年10月11日 保健センター 集団検診室に招集する。

1 開 会 9時00分

2 出席委員（11人）

農業委員（7人）

	2番	大石 光治	3番	稲森 英雄	4番	久保田 諭	
5番	永田 平馬	6番	浜崎 睦子	7番	野田 美智晴	8番	前川 敏幸

農地利用適格化推進委員（4人）

松崎 榮喜	深水 茂	白川 栄二	岩野 敬一
-------	------	-------	-------

3 職務のため出席した職員

事務局長 高橋 誠 係長 那須 文枝 主事 竹部 圭太

4 議事日程及び付議事項

第1 議事録署名人の選出

第2 報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出について

第3 報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 報告第21号 共有者・所有者不明農地の公示について

5 会議の概要

事務局：高 橋 ご起立ください。礼。ただいまから令和6年第10回湯前町農業委員会総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、前川会長よりご挨拶をお願いいたします。

議 長：前 川 （会長挨拶については省略）

それでは進めさせていただきます。本日は、山本委員が欠席であります。また、推進委員さんにもご出席していただいております。ありがとうございます。

本日、山本委員が欠席されておりますが、農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。本日の総会はお手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名人の選出であります。湯前町農業委員会総会会議規則第13条の規定により2名を選出しなければなりません、議長指名でよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。それでは、6番 浜崎委員、7番 野田委員よりお願いいたします。次に進みます。

日程第2、報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局：高 橋 日程第2、報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを説明いたします。

議 長：前 川 （報告説明内容については省略）

ただいま説明が終わりました。本件は、報告案件であります、何かご質問等はございませんか。

（発言なし）

よろしいですかね。はい、それでは無いようですので次に進みます。

日程第3、報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局：高 橋 日程第3、報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを説明いたします。

議 長：前 川 （報告説明内容については省略）

ただいま説明が終わりました。本件は、報告案件であります、何かご質問等はございませんか。

3 番：稲 森 3 番。

議 長：前 川 はい。3 番 稲森委員。

3 番：稲 森 それぞれ解約年月日が1月の案件もございますが、何か理由があるのでしょうか。

事務局：竹 部 中間管理事業に契約の変更を検討している農地につきましては、契約の前にこちらから合意解約の印鑑をいただいて、賃貸借の契約に移りますので、先に合意解約が出てきている形になっております。

3 番：稲 森
議 長：前 川

わかりました。
中間管理機構を通すと3ヶ月ほどかかりますので、できるだけ早めにするような感じになります。
ほかに何かございませんか。

（発言なし）

よろしいですかね。無いようですので次に進みます。

日程第3、報告第21号 共有者・所有者不明農地の公示についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局：高 橋

日程第3、報告第21号 共有者・所有者不明農地の公示についてを説明いたします。

（報告説明内容については省略）

議 長：前 川

ただいま説明が終わりました。本件は、報告案件であります、何かご質問等はございませんか。
わかりにくかったかなと思いますが。

事務局：高 橋

ようは、相続ができない農地をどうしようかということで、手続きを踏んで、熊本県にお任せするという形にですね。
簡単に申しあげますとこのような感じです。

5 番：永 田

全員が放棄されているということでしょうか。

事務局：高 橋

全員が放棄されています。

推進委員：深水 茂

管理はどうなるのでしょうか。県がするのですか。

事務局：高 橋

県はしません。

7 番：野 田

今、誰かが借りてされていると思いますが、そのまま継続ということでしょうか。

事務局：竹 部

今回、公示させていただく内容というのが、利用権設定されてはいたのですが、所有者が亡くなり、相続人がいないことから、現在、口頭契約でもない、人の土地をかってに耕作しているという状態になってしまっている、2ヶ月間公示を行った後に、中間管理機構の方に誰も所有者がいませんでしたということを通知しまして、中間管理事業と裁判所がやりとりしまして、その土地を熊本県が中間管理機構に借りてくださいという形にしまして、中間管理機構が借り受けた後に今、耕作されている方と利用権設定を行うというような形になります。

議 長：前 川

所有者がいなくても可能なのでしょうか。

事務局：竹 部

この2ヶ月間の公示の中で、所有者となる方が出て来なければ。

議 長：前 川

それ以降はどうなるのでしょうか。

事務局：竹 部

それ以降については、利用権設定の期間によるかと思いますが、5年なり10年なりで契約された場合においては、契約の切れるタイミングで、同じような手続きをすることになります。

議 長：前 川

今、所有者不明農地というのは、湯前町は少ない方かと思いますが、県全体でいけば結構たくさんありますからね。

4 番：久保田

もしその様な場合、賃借料はどうなるのでしょうか。

事務局：竹 部

賃借料が、必ず設定することになります。中間管理機構が間に入っていますので、借り手は中間管理機構に賃借料の支払いをしていただいて、中間管理機構から家庭裁判所に賃借料を収めるような形になります。

議 長：前 川

家裁からは、どこにもいかないのですか。国にいくのですか。

事務局：竹 部

裁判所預かりということは聞いたのですが、その後はわかりません。

4 番：久保田

売買ということは、まず無いのですか。

事務局：竹 部

一応、この手続きを行った後で、だれも居ないということになりましたら、中間管理機構の方で売買もできるようになるはずです。

7 番：野 田

放棄されているということであれば、小作料は誰に払わないといけないのでしょうか。

事務局：高 橋

今年の小作料ということでしょうか。

7 番：野 田

今年の小作料はどうしたらいいだろうかと尋ねられたものですから。

事務局：竹 部

利用権設定で賃借料が発生したとしていてもお金だったり物納でお米をもらってしまうと農地を相続するということになってしまうので、全く受け取らないということしかできません。

7 番：野 田

賃借料は払わなくて良いということでしょうか。

事務局：竹 部

そうですね。

議 長：前 川

その話というのは、現在の賃借人に話はしてあるのでしょうか。

事務局：竹 部

してあります。

議 長：前 川

わかりました。

ほかに何かございませんか。

（発言なし）

はい。以上で本日の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第10回湯前町農業委員会総会を閉会いたします。

時に 9時14分であった。

令和6年11月の総会は令和6年11月8日（金） 13時30分とする。

会場は 保健センター 集団検診室

会議の顛末は、上記のとおり相違ありません。

令和6年11月8日

湯前町農業委員会会長 前川 敏幸

湯前町農業委員会委員 野田美智晴

湯前町農業委員会委員 浜崎 睦子